

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 佐賀県鹿島市大字三河内甲274番地1

氏名 株式会社ヒカリカッター 代表取締役 藤永 淳一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

長崎県知事

大石 賢吾



許可の年月日

令和7年5月29日

許可の有効年月日

令和12年5月28日

1. 事業の範囲

汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
（水銀含有ばいじん等を除く。）
（これらのうち自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以上9種類（積替え・保管行為を含まない。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件 無

4. 許可の更新又は変更の状況

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有